



# 広報

## 一特集一 税の申告

# 広報あつぎ 特別号

平成29年(2017年) 1月15日

編集・発行／厚木市政策部広報戦略課  
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号  
TEL.046-223-1511(代) FAX.046-223-9951  
[www.city.atsugi.kanagawa.jp](http://www.city.atsugi.kanagawa.jp)

お読みください  
抜き取って

### 目次

- 2面…市民税・県民税の変更点／納付方法
- 3面…所得税の確定申告／申告書作成会と無料相談
- 4面…申告会場と日程／申告書作成に必要なもの／郵送での申告受け付け

## 市民税・県民税の申告

受付期間 2月1日(水)～3月15日(水)  
(土・日曜、祝日を除く)

会場と日程は4面参照  
問 市民税課☎225-2010

税は、私たちの生活を支える大切な財源です。申告には、市への市民税・県民税の申告と、税務署への所得税・復興特別所得税（以下、「所得税」）の確定申告（3面参照）があります。正しく早めに済ませましょう。

### 申告書の提出

賦課期日（平成29年1月1日）に市内在住の方は、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- ③収入が公的年金のみで、支払者から市に年金支払報告書が提出されている方

所得税の確定申告が必要ない方で、給与または年金の源泉徴収票に記載された控除以外の控除がある方は、市民税・県民税の申告をすることで税額が下がる場合があります。

申告が必要か分からない場合は、2面の「税申告簡易判定表」をご覧ください。

### 収入がない方

市民税・県民税申告書の「収入がなかった方の記入欄」に記載して提出するだけで簡単に申告できます。保険料の算定などの資料にもなるため、収入がなくても申告してください。申告がないと「収入がない」とことが把握できず、各種行政サービスを適切に受けられない場合があります。

### 申告がないと影響が出る例

- ①課税・非課税証明書（所得証明書）の発行がすぐにできません（受付期間後に申告した場合、証明書の発行までに数日から2か月程度かかる場合があります）。
- ②市民税・県民税や各種保険料の金額が、当初決定額から変更となる場合があります。
- ③国民健康保険料の軽減判定がされず、保険料が高く通知される場合があります。
- ④児童手当など各種手当の受給や補助金、保育料の算定に影響が出る場合があります。

### 公的年金収入がある方

公的年金の収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税を納めるための確定申告は不要です。

ただし、医療費や生命保険料、地震保険料、その他の控除があり、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。

確定申告をしない場合でも、65歳未満の方で105万円、65歳以上の方で155万円を超える公的年金収入があり、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ①公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある
- ②公的年金から特別徴収されている社会保険料以外に、支払った社会保険料がある
- ③生命保険料や地震保険料、医療費などの控除がある
- ④年金支払者に届け出ている扶養親族以外に扶養する親族がいる

遺族年金・障害年金（非課税所得）の収入のみの方は、市で所得を把握できませんので市民税・県民税の申告が必要です。また、年金支払者に住民登録地以外の住所を届けている方も市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

### 申告はお近くの公民館へ

受け付けは2月1日から始まり、2月3日からは15地区の公民館を巡回します。3月9日以降の市役所会場は大変混雑しますので、公民館での申告が便利です。会場と日程（4面参照）を確認し、お間違いのないようご来場ください。

申告書の作成には、所得を証明する源泉徴収票や、控除を受けるための各種証明など（4面「申告に必要なもの」参照）が必要です。スムーズに申告するため、必要な書類を早めにそろえましょう。届いていない資料がある場合は、発行機関など（表1参照）にご確認ください。

市民税・県民税申告書は、1月下旬から市民税課、各公民館、本厚木駅連絡所（えきちょこ）、愛甲石田駅連絡所で配布します。



社会保険料控除の申告に使用する証明（ハガキ）など（表1）

控除対象	証明書など	問い合わせ先
国民健康保険料	社会保険料控除額のお知らせ	國国保年金課 ☎225-2123
介護保険料		國介護保険課 ☎225-2393
後期高齢者医療保険料	※発送は1月中旬	國国保年金課 ☎225-2223
国民年金保険料	控除証明書	國ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-555 厚木年金事務所 ☎223-7171(代)

### 29年度納税通知書の発送時期

市では、提出された市民税・県民税申告書や確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書などに基づいて税額を計算します。

サラリーマンなど給与からの特別徴収（差し引き）で納付する方は、5月下旬～6月に勤務先から税額決定通知書が配付されます。

納付書や口座引き落として納付する方や、年金からの特別徴収で納付する方には、6月中旬に納税通知書兼決定通知書を送付します。

### 申告書には

### 個人番号（マイナンバー）の記載が必要です

29年度分以降の市民税・県民税の申告をする際、申告書に個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

#### 《本人確認書類の例》

- 1 個人番号カード（マイナンバーカード）
  - 2 個人番号通知カード+身元確認書類\*
- \*運転免許証、健康保険被保険者証など（写真付きではない書類の場合は、2点必要）

## 平成29年度 市民税・県民税の主な変更点

### 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限が適用される給与収入が1500万円（控除額245万円）から1200万円（控除額230万円）に引き下げられました。

### 国外居住親族の扶養控除等適用について 親族・送金関係書類提出の義務化

確定申告や市民税・県民税申告の際、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（含16歳未満）の適用を受ける方は、親族関係書類と送金関係書類の添付

または提示が義務化されました（当該書類が外国語で作成されている場合、翻訳文の添付が必要）。

「親族関係書類」次の①または②のいずれかの書類①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類と当該国外居住親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日、住所（居所）の記載があるもの）

#### 「送金関係書類」

金融機関の書類またはその写しで、金融機関

が行う為替取引により、納税者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類（送金依頼書など）

### 金融所得課税一体化に伴う公社債等の課税方式の変更（株式などと課税方法の同一化）

これまで公社債などは、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なっていましたが、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる税率などの課税方式の均衡化を進める観点から、株式などの課税方式と同一化されました。

## 市民税・県民税の納付方法

### 公的年金に係る市民税・県民税の納付方法

65歳以上の方の前年中の公的年金に係る市民税・県民税は、公的年金からの特別徴収（差し引き）で納めます。この制度は、年金保険者（日本年金機構など）が本人に代わり市に直接納める制度で、納付方法の選択はできません。

納め方は、28年度から引き続き公的年金から差し引かれる方（表2参照）と、29年度から新たに公的年金から差し引かれる方（表3参照）で異なります。

対象は、次の全てに該当する方です。一つでも該当しない場合は、特別徴収できません。

①29年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、28年中の公的年金に係る市民税・県民税の納税義務がある

### 税申告簡易判定表

「市民税・県民税申告書」の提出が必要か判断できます。  
※市民税・県民税は、世帯ではなく個人に課税されますので、それぞれで判定が必要です。

#### ★ここからスタート

28年1月1日～12月31日に、課税対象の収入がある（遺族年金、障害年金、失業保険などは課税対象外）

はい

税務署に、所得税の「確定申告書」を提出する  
○所得税の確定申告をする必要がある方  
○所得税の還付を受ける方（詳細は3面参照）

はい

いいえ

給与・公的年金以外の収入があり、所得（収入から経費を引くとプラス）がある

いいえ

給与・公的年金の源泉徴収票に記載された控除に追加・訂正する控除がある

いいえ

「市民税・県民税申告書」の提出が必要です

※給与支払報告書または公的年金等支払報告書が、提出義務者から市に提出されなかった場合など、市民税・県民税申告書を提出していただく場合があります。

※市民税・県民税（個人住民税）の申告書は、1月1日現在に住民登録がある市区町村に提出してください。1月1日の住所が市外の方は、住民登録があった市区町村に確認してください。

### 所得税と市民税・県民税の主な違い（分離課税は除く）

区分	所得税	市民税・県民税
課税される所得と時期	その年の所得に対して課税（現年度課税）	前年の所得に対して翌年度に課税（翌年度課税）
税率	7段階（5.105%～45.945%） ※復興特別所得税を含む	均等割 市民税 県民税 3500円 1800円 所得割 6% 4.025%
納稅方法など	給与所得者 1月から12月までの給与とボーナスから差し引かれる（源泉徴収） 公的年金所得者 支払い年の年金から差し引かれる（源泉徴収） その他の所得者 確定申告などにより申告納付	6月から翌年5月までの給与から差し引かれる（特別徴収） 表2・3参照 納付書で年4回（6・8・10・1月の各末日）に分けて納付（普通徴収）

※神奈川県では水源環境の保全・再生に継続的に取り組むため、個人県民税の超過課税を導入しています。このため、県民税の均等割に300円、所得割に0.025%が上乗せされています。

### 選択申告制の所得を確定申告する場合の注意点

上場株式の譲渡所得や配当所得など、所得税が源泉徴収されている所得の中には、確定申告するかどうか選択できるものがあります。申告した所得は、合計所得金額に含まれます。

このため、確定申告により所得税が還付される場合であっても、市民税・県民税の課税や扶養の判定、保険料の算定などに影響する場合があるため注意が必要です。

#### ◆影響を受ける主な場合

- ・合計所得金額が38万円を超えると税法上の被扶養者ではなくなります。
- ・市民税・県民税が課税される場合があります。
- ・国民健康保険料や介護保険料が増える場合があります。
- ・後期高齢者医療制度の自己負担割合が1割負担から3割負担になる場合があります。

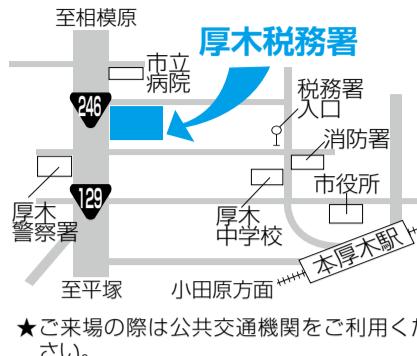
## 税務署からのお知らせ 所得税の確定申告

厚木税務署に申告書作成会場を開設します。

期間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜を除く。2月19日(日)、26日(日)は開設)

時間 9時～17時 (受け付けは8時30分～) ※混雑時は受け付けを早め(16時頃)に締め切る場合があります。

問 厚木税務署☎221-3261(代) ☎243-8577 水引1-10-7



### ●所得税の確定申告をする方

#### ◇申告する必要がある主な方

##### ●事業所得・不動産所得などがある方、または不動産を売却した方

28年分の所得合計額と所得控除額を基に計算した所得税額から、配当控除を差し引いて残額がある場合など

##### ●給与所得がある方(サラリーマン)で次のいずれかに該当する方

①給与収入が2000万円を超える  
②給与を1カ所からもらひ、給与・退職所得以外の所得が20万円を超える

#### ◇申告により税金が戻る主な方

##### 次のいずれかに該当する方で、源泉徴収された所得税がある方

①給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金等特別控除などを受ける  
②28年中に中途退職して年末調整を受けず、その後他の所得がない

#### ◇公的年金に係る雑所得がある方

公的年金の収入が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告書を提出する義務はありません（外国の年金収入がある方を除く）。

ただし、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。

確定申告をしない場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります（1面「公的年金収入がある方」参照）。

#### 扶養親族の収入額の確認を

年末調整で扶養控除されている家族や配偶者にアルバイト収入や公的年金、保険満期金などがある場合、所得が38万円を超えていないか、他の親族と重複して扶養控除の対象としているかを必ずご確認ください。（表4参照）

※誤って申告した場合、修正申告などを必要があります。

#### 空き家譲渡所得の特別控除

相続した旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建設）の空き家を、相続発生から3年後の年末まで、耐震改修して売却するか更地にして売却した場合に、譲渡所得から3000万円が特別控除されます。詳しくは税務署にお問い合わせください。なお、確定申告時に必要な「被相続人居住用家屋等確認書」は、市役所住宅課（☎225-2330）で発行しています。

### 税理士による無料申告相談 ～申告書を作成して提出できます～

月 日	会場	時間
1月26日(木)	愛川町文化会館	【受け付け】
1月27日(金)	3階大会議室	9時から
2月 8日(木)	厚木市文化会館	【相談】
2月 9日(金)	3階大会議室	9時30分～16時
2月 2日(木)	厚木市文化会館	4階集会室A・B
2月 3日(金)	4階集会室A・B	

※混雑時は、受け付けを早めに締め切る場合があります。

問 厚木税務署☎221-3261(代)

#### 「税理士記念日」確定申告無料相談会

##### ■厚木市文化会館

2月22日(水)10時～16時(受け付けは15時まで)

※混雑時は、午前中で受け付けを締め切る場合があります。

##### 【対象】

①公的年金等受給者で確定申告書を提出する方

②年金受給者及び給与所得者で医療費控除の還付申告書を提出する方

※収入額が800万円を超える方、相談内容が複雑な方などはご遠慮ください。

問い合わせは、東京地方税理士会厚木支部（☎223-5843）へ。

### 国税庁ホームページで確定申告書の作成（検算）ができます

#### 確定申告書等作成コーナーのメリット

##### ●税務署に出向く必要なし

作成した申告書などは、郵送やe-Taxを利用して提出できます。

##### ●確定申告期間中は24時間利用可能

##### ●自動計算機能で、計算誤りを防げる

##### ●前年データの利用が可能

データを保存して、翌年の申告でも利用できます。

詳しくは 国税庁 検索

## 平成29年度分 市民税・県民税の申告受け付け 会場と日程

市役所会場は混雑が予想されます。公民館での申告に協力をお願いします。お住まいの地区に関係なく、どの公民館でも申告できます。日程を確認の上、ご来場ください。郵送での申告もご利用ください。

市民税課（本庁舎2階5番窓口）では、所得税の確定申告に関する相談や申告は受けられません。公民館や市役所（本庁舎4階大会議室）の申告会場では、給与所得者や年金所得者の簡易的な申告に限り、確定申告を受け付けています。

次の確定申告をする方は、税務署（3面参照）で申告してください。

- ①事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得、一時所得、雑所得（公的年金所得を除く）、退職所得などの申告
- ②所得の合計額が2000万円を超える申告
- ③雑損控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、損失の繰越控除の申告
- ④海外に住む方を扶養親族とする申告
- ⑤医療費控除の申告で、領収書の返却を希望する場合
- ⑥28年分以外の申告
- ⑦準確定申告（亡くなった方や海外に転出する方などの確定申告）

## 15地区公民館会場

受付時間  
2月3日(金)～3月6日(月)  
9時～15時

<b>厚木北</b> 2月3日(金)	<b>厚木南</b> 2月6日(月)	<b>睦合北</b> 2月7日(火)	<b>睦合西</b> 2月9日(木)	
※車での来場はご遠慮ください。 	※車での来場はご遠慮ください。 	※車での来場はご遠慮ください。 	※車での来場はご遠慮ください。 	
<b>小鮎</b> 2月10日(金)	<b>依知北</b> 2月13日(月)・14日(火)	<b>相川</b> 2月15日(水)	<b>睦合南</b> 2月16日(木)	
<b>依知南</b> 2月17日(金)	<b>荻野</b> 2月20日(月)・21日(火)	<b>南毛利</b> 2月22日(水)・23日(木)	<b>玉川</b> 2月27日(月)	
<b>愛甲</b> 2月28日(火)	<b>緑ヶ丘</b> 3月2日(木)	<b>森の里</b> 3月6日(月)	※29年度分以降の申告をする際には、個人番号（マイナンバー）の確認が必要となりました。このため、手続きに例年以上の時間がかかることが予想されますので、ご理解とご協力をお願いします。	
※車での来場はご遠慮ください。 	※車での来場はご遠慮ください。 	※車での来場はご遠慮ください。 		

## 本庁舎4階大会議室 3月9日(木)～15日(水) 受付時間 9時～16時 <土・日曜を除く>

2月1日～3月8日は、市民税・県民税の申告のみ市民税課（本庁舎2階5番窓口）で受け付けます（土・日曜、祝日を除く）。

車でお越しの方は厚木中央公園地下駐車場をご利用ください。

**申告での利用は無料です**

駐車場整理券を申告会場にお持ちください。



## 市民税・県民税の申告に必要なもの

◆会場で申告書を作成する場合は、次の書類などをお持ちください。

**市民税・県民税申告書**

(市から郵送された方)

**印鑑**

**本人確認書類**

個人番号カードなど（1面参照）

**所得を証明する書類**（添付が必要）

給与所得者、年金所得者は源泉徴収票または支払者の証明書（ない場合は給与明細や給与が振り込まれる口座の預金通帳）など収入が確認できる書類

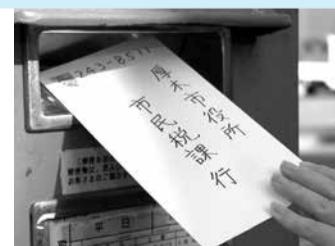
**控除を証明する書類**（添付が必要）

社会保険料（1面表1参照）、生命保険料、地震保険料など各種控除証明書、医療費控除には領収書など支払った金額が確認できる書類

宛先 〒243-8511 厚木市役所 市民税課 行

※所在地の記載は省略できます。

ご自身で市民税・県民税申告書を作成できる方は、郵送での申告が便利です。投函する前に記載事項と関係書類を確認してください。申告内容を問い合わせる場合があるため、電話番号を必ず記入してください。申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、所得税確定申告書の送付先は厚木税務署（3面参照）です。



## 市役所会場

## 郵送